

令和2年度の事業予定について

① 空き家等実態調査の実施について

4月～2月に職員による空き家等現地調査を実施します。

調査内容は、昨年度確認した空き家の経年劣化による変化及び新規空き家の現況確認を中心とします。調査方法は外観目視によるもので、必要に応じて近隣住民の方への状況確認等を実施し、3月に集計作業を行います。

② 空き家所有者等と地域における利用意向とのマッチングについて

4月に自治連合会長及び自治会長に対し、文書で空き家等の利用意向に関する情報提供を依頼しました。各地域の空き家を、集会の場や高齢者の寄り合いの場など公益的に活用したいという要望があった場合、その空き家の所有者に対し、利用意向を伝えるとともに、利用可能性について確認し、空き家の有効活用に繋げるような取り組みを進めていきます。

③ 相続の啓発に関するパンフレットの送付について（添付資料参照）

4月発送の令和2年度固定資産税納税通知書に相続登記の啓発パンフレットを同封しました。（送付件数：約4万通）

④ 岐阜県空家等総合相談員による出張相談会について

岐阜県空家等総合相談員の協力を得て、空き家に関する相談会を2回程度予定しており、広報かに、回覧文書、市ホームページ等にて告知して実施します（開催会場は未定）。

⑤ 次期可児市空家等対策計画策定作業

次期可児市空家等対策計画（R3～R6）の施行に向け、今年度3回実施する予定の可児市空家等対策協議会にて計画内容を協議し、令和2年度中に計画策定を行います。

⑥ 可児市空き家・空き地活用促進事業助成金の1件当たりの助成金を増額

岐阜県空家除却費支援事業の制度変更により、可児市において1件当たりの助成金を引き上げた場合に、3カ年に限り引き上げた額の1/2が県の補助を受けられるようになったことから、令和2年4月より1件当たりの助成金を20万円から30万円に増額しました。

【補足事項】

●岐阜県空家除却費支援事業

- ・令和元年度：市町村の行う空き家等解体助成金のうち岐阜県が市町村に1/3補助をする。
- ・令和2年度～令和4年度（期間限定）：市町村が助成金を上乗せする場合、上乗せ分のみ1/2補助とする。

- 令和2年度可児市の場合：解体助成金を20万円から30万円に上乗せしました（R2.4.1要綱改正）。よって岐阜県からの補助は従前分の20万円に対し6万6千円の補助+上乗せ分の10万円に対しては、1/2補助で5万円の補助を受けます（昭和56年5月31日以前建築家屋に限る）。

【現行】

【改正後】

	岐阜県 5万円	} 引上げ部分 ※県補助部分は 可児市負担額の1/2
	可児市 5万円	
岐阜県 6万6千円	岐阜県 6万6千円	
可児市 13万4千円	可児市 13万4千円	

可児市補助限度額20万円

補助限度額20万円→30万円
補助限度額を10万円引上げ